

令和6年

三好市教育委員会3月定例会

日時 令和6年3月21日(水)午後2時30分
場所 三好市教育委員会 1階会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和6年三好市教育委員会3月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和6年三好市教育委員会2月定例会会議録の承認について

4 議案

第12号 三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則の一部を改正する規則について

第13条 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和6年2月22日 ～ 令和6年3月20日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
かずら橋架けかえ竣工式	2/23	西祖谷	
2月定例議会開会	2/26	本庁	※
庁議	2/27	〃	
箸蔵小学校創立150周年記念式典	3/1	箸蔵小学校	※
議会(一般質問)	3/4・6	本庁	
教職員人事異動内申確認	3/6	教育委員会室	
辻小学校創立150周年記念式典	3/7	辻小学校	
臨時教育委員会	〃	教育委員会室	
教職員人事異動調印	3/8	〃	
中学校卒業式	3/8・9	各中学校	
議会(文教厚生委員会)	3/11	本庁	
小中校長会	3/12	教育センター	
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/14・15	各幼稚園・小学校	
学校給食運営委員会	3/18	給食センター	
議会(閉会)	3/19	本庁	

【行事予定】

県・市町村教委教育行政連絡協議会	4/3(水)	10:00	総合教育センター
入園式・小中入学式	4/9(火)	9:00 ～	各幼・小中学校
定例教育委員会	4/23(火)	14:00	教育委員会室

議案第12号

三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則の一部を改正する規則について
三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月21日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則の一部を改正する規則

三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則(令和2年三好市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員に係る報酬額) 第2条 給与規則別表第3に規定する会計年度任用職員の報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員に係る報酬額) 第2条 給与規則別表第3に規定する会計年度任用職員の報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学びサポーター 徳島県学習指導員配置支援事業実施要項に</u> <u>より示された額</u></p> <p>(3) <u>略</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

抜粋 (現行)

○三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬額に関する規則

令和2年3月27日

教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、三好市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三好市条例第13号。以下「給与条例」という。)第29条及び三好市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年三好市規則第11号。以下「給与規則」という。)第27条の規定に基づき、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員に係る報酬額)

第2条 給与規則別表第3に規定する会計年度任用職員の報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 中学校部活動指導員 徳島県部活動指導員配置促進事業実施要項により示された額
- (2) 文化財作業員 文化庁指定地での作業における国土交通省より示された額

第3条 この規則に定めるもののほか、三好市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項は、給与条例及び給与規則の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第13号

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月21日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

三好市招致外国青年任用規則(令和2年三好市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 外国語指導助手がそれぞれ所属する学校の長(三野中学校、井川中学校、池田中学校、山城中学校、<u>西祖谷中学校</u>又は池田小学校の校長をいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 外国語指導助手がそれぞれ所属する学校の長(三野中学校、井川中学校、池田中学校、山城中学校、<u>東祖谷中学校</u>又は池田小学校の校長をいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p><u>(通勤に係る費用弁償)</u> 第9条の3 外国青年が三好市職員の給与に関する条例(平成18年三好市条例第48号。以下「給与条例」という。)に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p>

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条の3第2項から第8項までの規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

抜粋 (現行)

○三好市招致外国青年任用規則

令和2年3月27日

教育委員会規則第8号

改正 令和3年3月25日教委規則第5号

令和3年8月25日教委規則第9号

令和4年4月28日教委規則第3号

令和5年6月23日教委規則第4号

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 参加者のうち国際交流活動に従事する者
- (2) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (3) 所属長 外国語指導助手がそれぞれ所属する学校の長(三野中学校、井川中学校、池田中学校、山城中学校、西祖谷中学校又は池田小学校の校長をいう。)
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

(費用弁償等)

第9条 外国青年が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

2 市は、別に定めるところにより、外国青年の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国青年に対して弁償するものとする。

- (1) 第5条第1項の後半任期を満了すること。
- (2) 後半任期满了日の翌日から1箇月以内に、日本において三好市以外の市区町村又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。
- (3) 後半任期满了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期满了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第9条の2 市は、外国青年が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。